

2021年6月定例会(6月29日)松谷清議員 総括質問に関する質疑全文

○松谷 清君 それでは、通告に従いまして2点の質問をさせていただきます。

最初に、城北公園パークPFI事業についてお伺いします。

この問題を私が知ったのは、5月1日に市民の方から城北公園の樹木が伐採されます、何とかしてくださいという連絡があつてからです。私は、その後、5月3日に静岡市のホームページ情報を確認して現地調査を行い、5月15日に確認しました。それで、この城北公園パークPFI事業は、実は2019年に議会で議決されております。当時、私は都市建設委員会に所属しております、その意味におきまして、この樹木の伐採を当時意識しておらず、大浜公園のPFI事業には反対したわけでありまして、問題ありの意見表明をしてこなかった点については、市民の皆様におわびしなければなりません。

そのことを踏まえて、5月15日に市民グループとして、第1回の現地ワークショップ、6月2日に緑地政策課による現地での事業説明、そして6月6日にその説明を基に市民グループの皆さんが第2回目のワークショップを開催し、その過程で、みんなで考えよう！城北公園の会が設立され、幾つかの提言を行っております。

この事業の議論すべき点としては、4点あります。1つ目が、パークPFI事業の事業スキームについて、2つ目が、駐車場建設の規模、3つ目が、樹木の伐採の範囲、そして4つ目が、市民への情報提供と合意の4点になります。

まず、事業スキームについてお伺いいたします。

城北公園は、地区公園として位置づけられております。公募設置管理制度、パークPFI導入の背景として、現状の城北公園の魅力向上が挙げられております。一方で、市民グループの皆様は、旧制静高——静岡大学を含め、静岡の学問の歴史を表象する森景観が城北公園の魅力であり、現事業案に疑問を呈しているわけでありまして。

パークPFI事業の導入に当たり、城北公園の魅力と課題についてどのように捉えて進めてきたのか、お伺いいたします。

2つ目に、駐車場建設の問題であります。

城北公園パークPFI事業では、お手元の資料、A3の資料ですけれども、Bゾーンに48台の駐車場の設置を行うとのことでもあります。しかしながら、過去を振り返りますと、40年前には、車社会からの脱却の視点から、公営駐車場は建設しなかった経緯があります。現在、図書館用の駐車場がありますけれども、40分の制限つきであります。東町大岩線の路上駐車も、土日の制限つきであります。城北公園では、シェアサイクルポートも設置されており、自転車利用の促進の点からも、公共交通政策としての全体像が大変気にかかります。

そこで、城北公園における駐車場の整備の考え方をどのように整理されているのか、お伺いしたいと思います。

次に、樹木伐採計画についてお伺いいたします。

樹木及び植栽についての公募条件は2点あります。1つは、伐採・移植は認めるが最小限、そして、桜とナンジャモンジャは伐採が必要となつたら、市と協議するの2点であります。

静岡市は、みどり条例を持っております。民間の巨木保存支援制度があります。高さが15メートル以上、幹の周囲が1.5メートル以上の樹木や30メートル以上の生け垣など基準があり、現在44本の樹木、そして41の樹林が指定され、保存されております。5,000平米の特定公園施設内には、40本以上の大木があります。

公募条件の検討に当たり、みどり条例の理念とどのように整合させてきたのかお伺いして、1回目の質問を終わります。

22○都市局長(宮原晃樹君) 城北公園のパークPFI事業に関する3点の質問にお答えします。

まず、城北公園の魅力と課題をどのように捉えて進めてきたのかについてですが、城北公園は昭和55年に地区公園として開設し、長年、安東地区の皆さんだけではなく、多くの市民の皆さんに親しまれております。園内には日

本庭園、中央図書館などの文化施設や多目的グラウンド、子供広場などの活動の場、さらには噴水、花時計などの修景施設を備えており、開園以来育んできた豊かな緑や多目的に活用できる寛容さが魅力であると考えております。

一方で、施設の老朽化などの課題を抱えるほか、ワークショップやアンケート、市民の声や市議会などを通じて、駐車場がなくアクセスしづらい、休憩できる飲食施設がない、屋内の遊び場が欲しい、樹木で園内が見えず、防犯面で不安があるといった声が寄せられたことから、現在のニーズに合った公園に再整備する必要があると認識しておりました。

そこで、多様なニーズに対応する公共性と民間の力を借りながら公園を整備・運営する持続可能性を両立させるため、リニューアルに当たっては、民間事業者のアイデアと資金を活用できるパークPFI制度を導入することとしました。

次に、城北公園における駐車場整備の考え方についてですが、旧静岡市では、城北公園を整備した当時は、経済成長、人口増加等を背景とし、公園数が不足している地区に徒歩圏内の住民の利用を想定した住区基幹公園の整備を目的に事業を進めていたため、他の公園と同様、城北公園においても駐車場がない状況にあります。

しかし、近年では、市民のライフスタイルや価値観が多様化したことに伴い、公園の使い方や利用者層などの実態に変化が生じております。城北公園では、特に自家用車による遠方からの来園や子供連れでの来園のニーズが高まっていることから、今回のパークPFI事業において駐車場を整備することとしました。

昨年度設置されたシェアサイクルポートと併せて、来園者の実情に合わせた多様なアクセス手段を提供し、利用者の利便性の向上に努めてまいります。

最後に、公募条件の検討におけるみどり条例の理念との整合についてですが、みどり条例では、人と自然が共生し、安全で快適な生活を享受できるまちづくりや都市の環境づくりと整合を図り、後世に残る緑を築くことなどが基本理念に定められています。

緑豊かなまちづくりを目指す本市としましては、議員御案内のとおり、公募内容に伐採・移植は認めるが最小限、特にシンボルツリーとなる桜やナンジャモンジャの伐採については要協議という条件を付与することで、みどり条例の基本理念の遵守に努めております。

さらに、今回の整備では、樹木を生かしながら公園における新たな機能を加えていくことで、人と自然の共生や都市の環境づくりに寄与することから、みどり条例の基本理念とは整合が図られているものと考えております。

〔松谷 清君登壇〕

23〇松谷 清君 それでは、2回目の質問をします。

今答弁いただいたわけでありませうけれども、基本的には住区基幹公園という問題と、それから近年の若い人たちの車で子供連れという問題をどう解決するかという問題があるわけでありませう。

そこで、まず20年間の安定的運営の観点で質問したいと思います。

事業内容は、お手元のA3の資料を見ていただきますけれども、6.1ヘクタールの城北公園の中で、Aゾーン3,000平米に全天候型有料子供施設、そして飲食施設、スタバドライブスルー車路と駐車場、Bゾーン2,000平米に48台の利用者用駐車場となっております。事業者としては、48台の駐車場を含む特定公園施設の整備費のうち、静岡市の負担額3,000万円を差し引いた額などを負担した上で、20年間の土地使用料5,000万円、公園管理業務費、そしてスタバ・子供施設の建設費を、スタバ・子供施設の家賃収入で賄い、さらに利益を確保しながら20年間運営しなければならないわけでありませう。果たして、20年間安定した運営ができるのかどうか、大変不安が付きまといませう。

事業破綻の場合、他の民間への継承、あるいは更地返還が条件となっております。更地で返還されても、伐採さ

れた樹木は戻りません。事業者選定委員会でもそうしたことを審査されています。

お手元の資料の投資計画と収支計画、そこに数字が全て入っているわけでありますけれども、公表はされておられません。民間事業の安定した運営をどのように確認しているのか、伺いたいと思います。

次に、駐車場であります。

答弁いただきましたけれども、私はこれまでの交通政策の大きな転換と捉えますし、市民コンセンサスが不十分だと考えているわけであります。ただ、市民グループは、仮にBゾーンにおける駐車場建設が必要であるとしても、日常的に利用されていない管理事務所の駐車スペース活用で17台、麻機街道を挟んだ図書館用駐車場を活用すれば、48台は十分に確保でき建設できる、そして、伐採を行う必要がないと主張されております。

市民グループの提案について、事業計画に反映する考えはあるのかないのか、伺いたいと思います。

次に、樹木の伐採についてでありますけれども、みどりの条例で、後世に緑豊かな静岡を残すことになっているわけであります。

Aゾーンの樹木伐採について伺いますが、ナンジャモンジャは園内移植とのことなんですけれども、技術的に不安があります。30年前、SUNPU博で駿府城公園の樹木は、高松などの仮植地に移植されましたけれども、再移植された樹木もあれば、枯れた樹木もあり、技術的に大変不安が持たれております。

樹齢40年を越えるケヤキは可能な限り残すとしていますが、9本あるんですけれども、根の張り具合、3メートルから5メートルずっともう張り出しているんですね。そこにスタバのドライブスルー用駐車場を建設することは本当に可能なのか、支障があるのではないかと考えられます。

また、子供施設に伴う樹木の伐採は、Bゾーンと並んで大規模伐採になると考えられます。今回この件は課題として残しておきたいと思います。

カフェの設置と樹木保存をどのように両立していくのか、伺いたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

政府は、6月20日に沖縄を除く9都道府県の緊急事態宣言を解除し、まん延防止等重点措置に切替えました。G7の支持を得たとして、観客1万人のオリパラ開催へと突き進んでいるわけであります。

一方で、10月、11月中に希望する人にはワクチン接種を完了させるとしております。いずれも衆議院議員選挙をにらんだ政権浮揚策ではないかとも指摘され、専門家からの第5波拡大の懸念は無視され、医療従事者、自治体への負担は増加するばかりであります。静岡市でクラスターが継続的に発生しておりますけれども、幸いにも感染者数は低い水準で推移しております。

こうした中、ワクチン休暇に関わる議会陳情に関連して質問いたします。

仕事を休まなければならないような副反応があるのに、人手不足で休めない。公務員だけでなく、高齢者福祉施設、民間の非正規にもワクチン休暇をとる趣旨であります。

まず、3点伺いますが、感染状況と検査体制について、3回目の緊急事態宣言も終了し、感染状況もアルファ株からデルタ株への入れ替わりが懸念されておりますけれども、静岡市のデルタ株の発生数、今後の見通しをどう見ているか、伺います。

次に、ワクチンの副反応及び休暇について伺います。

6月23日の段階で、厚生労働省はワクチン接種後の副反応で死者355人、ただ情報不足等で大半の因果関係を認めておりません。アナフィラキシーショック1,407人、心筋炎・心膜炎12人、高熱などを公表しております。

静岡市の医療従事者や高齢者での副反応の報告はどのように行われるのか。また、介護職員にワクチン接種の副反応が生じることで、施設運営に影響を及ぼすことも考えられますが、行政としての支援策はあるのか。

お手元の資料、中日新聞で示された浜松医療センターの調査によれば、発熱は2回目が高く、軽いアナフィラキシーショックがあったとのことであります。清水病院の医療従事者でワクチン接種を受けた者を対象としてアンケート

調査を行ったと聞いておりますが、発熱など副反応があった方の割合と、休暇の取得状況についてお伺いしたいと思います。

次に、ワクチン接種の体制についてであります。静岡市は答弁によりますと、11月末までに完了すると言っているんですけども、本当に終わられるのでしょうか。そのために医療従事者の確保は可能なのか、さらに通常医療への影響をどのように考えているのか伺って、2回目の質問を終わります。

24〇都市局長(宮原晃樹君) 城北公園のパークPFI事業に関する3点の質問にお答えします。

まず、民間事業の安定した運営をどのように確認しているのかについてですが、事業者の提案を審査するに当たっては、本事業の性質上、高度な専門性が求められるため、城北公園パークPFI事業者選定委員会を設け、事業者を選定しております。

審査員には、当該案件を多面的に検討するため、公園、建築、子供・高齢者、企業経営、自治会、行政というカテゴリーから専門的知見を持った方に参画いただき、7人で審査を行っております。

審査項目は、事業の実施方針や施設の設置計画などをはじめ、事業計画などについても審査対象としています。

審査会では、全体計画や施設の配置図面などはもちろん、提案事業者の財務諸表などにに基づき、財務健全性を確認するとともに、本事業における収支計画や資金計画に基づいて、事業継続性も併せて確認しておりますので、本事業においては安定した経営を継続いただけるものと考えております。

次に、市民グループの提案を事業計画に反映する考えについてですが、市民グループの皆さんからは、樹木を大切にしてほしい、城北公園をよりよくしたいという思いから、駐車場の配置変更などの提案をいただいております。

城北公園は、長年、市民の皆さんに親しまれ、支えられてきた魅力ある公園であるため、リニューアルに当たっては、地域の皆さんだけでなく、多くの来園者に満足していただけるような整備を進めることが重要であると考えています。

現在、実施協定締結に向けた計画内容の精査を事業者と継続的に実施しておりますので、市民グループの皆さんの提案内容については、来園者のニーズを勘案しながら、事業者との協議の中で一体的に検討してまいります。

最後に、カフェ建設に当たっての樹木の保存についてですが、カフェの設置は高木の少ない箇所を選定し計画されており、一部にはナンジャモンジャの木が植えられているほか、花時計に向かうアプローチ沿いのケヤキの根が張り出している状況です。

ナンジャモンジャの移植に対しては、最適な植栽時期や根回しの方法、移植先の土壌環境などについて、ケヤキの根上がりに対しては、車両の荷重に対する根の保護方法に加え、将来的な樹木の生育環境について、現在、樹木医や静岡市造園緑化協会の意見を聞きながら、事業者と検討・協議を進めております。

今回のリニューアルを実施することで、持続可能な公園運営を推進するとともに、利用者の多様なニーズに対応した市民に愛される城北公園を実現してまいります。

25〇保健所統括監(松田仁之君) コロナ感染症対策の御質問について、まず2点の御質問にお答えいたします。

最初に、市内の変異株の発生数と今後の見通しについてですが、本市では、令和3年5月初旬より、従来株からアルファ変異株、いわゆるイギリス由来変異株への入れ替わりが進み、現在ではほとんどがアルファ株であると考えております。また、デルタ株、いわゆるインド由来変異株については、5月中旬から下旬までに4件確認しましたが、いずれも感染経路及び濃厚接触者も特定しており、その後も感染の広がりは見られておりません。

しかしながら、デルタ株につきましては、アルファ株と同様、今後入れ替わりが進んでいくことが懸念されていることから、国からの要請に基づき、6月より市環境保健研究所による変異株のスクリーニング検査をアルファ株からデルタ株に切替え、監視を強化しております。

次に、ワクチンの副反応発生時の報告についてですが、医師または医療機関は、ワクチン接種後に特定の副反応を疑う事例があった場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構宛てに直接報告することになっております。報告の対象となる症状は、アナフィラキシーのほか予防接種との関連性が高いと認められる症状で、入院治療を必要とするもの、死亡や身体の機能の障害に至るものなどであります。

同機構で収集された報告につきましては、厚生労働省の厚生科学審議会にてその評価が行われ、その概要が厚生労働省のホームページで公表されることとなっております。

26〇保健福祉長寿局長(杉山友章君) 介護施設の職員にワクチン接種の副反応が生じることで施設運営に影響を及ぼすことも考えられるが、行政としての支援策はあるのかについてですが、現在、本市では、65歳以上の方々の社会参加を目的とした元気いきいき！シニアサポーター事業を実施しており、この事業を活用することにより派遣を希望する介護施設にボランティアを派遣することができます。この事業により派遣されたボランティアは、直接的な身体介護はできないものの、食事の配膳やシーツの交換などの補助的な業務を行うことができるため、施設職員の業務負担を軽減することができます。このため、改めて施設に対してこの事業の周知を図り、支援を必要とする施設が受入れ希望を申し出ていただくことで、ボランティア派遣による施設支援につなげていきたいと考えております。

27〇保健衛生医療統括監(長谷川 誠君) 清水病院の医療従事者でワクチン接種を受けた者を対象としたアンケート調査についてですが、清水病院では、院内に勤務する職員約800人、委託業者の職員約200人に対し、どのような症状が接種後、何日目に出たのかをアンケート調査しました。

その結果、一番多く副反応の症状が現れたのは接種日翌日で、また接種1回目より2回目のほうが多く現れました。主な副反応の症状としては、接種部位の痛み、倦怠感、頭痛、37度5分以上の発熱などで、接種2回目の接種日翌日の状況を見ると、症状が現れた人の割合は、接種部位の痛みが78.5%、倦怠感が68.1%、頭痛が50.3%、発熱が42.6%でした。

また、副反応による職員の休暇の取得状況ですが、38人が主に発熱により休暇を取得しました。なお、あらかじめ副反応の業務への影響を考慮し、できる限り休日の前日を接種日とする、また同じ部署の職員の接種日をずらすなどの調整を行ったため、業務への大きな支障はありませんでした。

28〇保健所統括監(松田仁之君) ワクチン接種のスケジュールと医療従事者の確保などについてですが、まずワクチン接種のスケジュールにつきましては、国からの要請もあり、高齢者への接種を7月末までに完了するよう接種計画を前倒しで進めております。

今後、12歳以上の希望する市民の皆さんへの接種を11月末までに完了することを目指し、接種体制を再度見直してまいります。

次に、ワクチン接種に当たる医療従事者につきましては、現在でも医師会や公立・公的病院の多大な御協力により、確保しているところでございますが、11月末までに完了するためには、各病院、診療所のさらなる御協力をいただきたいと考えております。

〔松谷 清君登壇〕

29〇松谷 清君 それでは、3回目の質問をいたします。

この城北公園の問題はまだ始まったばかりといいますが、私自身も議決当時、きちんと認識していなかったという反省点があるんですけども、今の答弁に対して様々意見を述べたいわけでありまして、時間との関係及びこれからということで、要望・意見を述べさせていただきます。

一番の問題は、やはり、民間の持続可能性と言っているだけけれども、本当に持続可能なのかという点が、今の

答弁では甚だ疑問であります。Bゾーンは、聞き及ぶところで8,500万円の建設費、市民グループからの代替案で駐車場が確保されれば、5,000万円以上の削減になります。

また、20年間、土地使用料を5,000万円払わなきゃいけない。そうしたことも含めて、スタバと子供の有料施設の収入で建設費とかそうした様々な問題を賄っていくということになっているわけでありまして、このスキームについて、私はもっと議論が必要だと思っているところであります。

20年間の長期にわたる安定的運用は至難の業でもあります。またドライブスルー方式は渋滞を発生させ、交通環境も悪化させます。そうした中で、市民への情報提供の不足を認め、事業者との協定の延期、事業の検証と市民グループとの継続対話の姿勢を一応示しているという段階であります。7月10日には、第1回目の地元町内会への説明会が開催予定で、事業者の参加も検討しているとのことであります。

今後も引き続きこの姿勢を貫き、よりよい城北公園を造り出すために、地元住民、そして市民グループの皆さんとの対話を進めてもらいたい、そのことを強く要望しておきたいと思っております。

次に、コロナ感染症の問題であります。

今、静岡では、デルタ株はまだ4株ということで、今後ということなんですけれども、環境保健研究所で検査ということが述べられましたが、どういう形で検査しているのか、マスコミでも報道されておりますけれども、再確認で質問したいと思っております。

そして、いつでも、誰でも、何度でもPCR検査を受けられる、これは私ずっと主張しているわけでありましてけれども、検査体制が不十分な中で、呉服町にできた民間検査センターでは、大変多くの方が検査されておりますけれども、自主検査が拡大しております。利用状況の把握や陽性患者がいた場合の行政への情報提供はどうなっているのか、伺っておきたいと思っております。

次に、ワクチンの副反応及びワクチン休暇についてお伺いいたします。

副反応情報が自治体に共有されていない。政府にはいくんですけれども、静岡でどういうものが起きているか分からないんですね。そして、清水病院の副反応結果、これ実は2回目は1回目に比べて発熱は8倍なんですよね。それは、先ほど38名の方が休暇を取っておられると言いましたけれども、そういう結果に私は大変憂慮いたしております。

こうした中で、公務員には職務専念義務の免除としてワクチン休暇、また毎日新聞の世論調査によりますと、主要企業123社の6割がワクチン休暇を採用するということでもあります。

静岡市の医療従事者、医療従事者以外、正規職員と会計年度任用職員に対するワクチン休暇はどのような取扱いになっているのかを伺っておきたいと思っております。

2つ目に、東京都では、社会保険労務士の派遣という対応策を打ち出しましたけれども、ワクチン休暇について、企業や従業員から相談があった場合、どのように対応するのか、伺っておきたいと思っております。

私のワクチン休暇に対する質問は……

30〇副議長(山根田鶴子君) あと1分です。

31〇松谷 清君(続) この2点なんですけれども、議会へ陳情した皆さんの思いをぜひ受け止めていただきたいと思うわけでありまして。確かなエビデンスに基づく副反応情報やワクチン休暇の必要性及び企業の従業員に対する周知・普及について、市長自ら定例記者会見の場などにおいて積極的に情報発信するよう、強く求めておきたいと思っております。特に、市長はコロナ感染差別に対して、非常なる意思を持って様々な情報発信をしておられるわけでありましてけれども、ワクチン休暇についても同様の対応をお願いしておきたいと思っております。

最後に、高齢者接種が終了した後、64歳以下の方々への接種が始まります。重症化リスクの高い、基礎疾患を

有する方々への接種体制はどのように考えているのか伺って、質問は終わりたいと思います。

32〇環境局長(藪崎 徹君) 環境保健研究所におけるデルタ株の検査についてですが、まず、これまでどおり、新型コロナウイルスの陽性・陰性を確認するためのPCR検査を実施いたします。

次に、コロナ陽性となった検体に対し、デルタ株の特徴を持っているか否かをふるい分けるスクリーニング検査を実施いたします。このスクリーニング検査で、デルタ株である可能性が高いとなった検体については、遺伝子を解読する検査までを行います。デルタ株であるか否かについては、この遺伝子の解読結果をデータとして、国立感染症研究所に提供し、その判定を経て確定されております。

現在の全国の感染状況におきましては、PCR検査の着手から確定まで4日程度で実施しております。

33〇保健所統括監(松田仁之君) 民間検査センターの利用状況の把握と陽性者が出た場合の情報提供についてですが、民間の検査センターで検査を行う、いわゆる自費検査につきましては、市としてその利用状況は把握しておりません。また、陽性者が出た場合の行政への情報提供についてですが、民間検査センターに提携医療機関がある場合には、その医療機関の医師による診断後、発生届を提出していただくこととなります。

一方、提携医療機関がなく、陽性であった旨の検査結果のみを本人に通知する民間の検査センターに対しましては、医療機関への受診につなげていただくよう指導しております。

34〇総務局長(渡辺裕一君) 本市職員がワクチン接種を受ける場合の休暇等の取扱いについてでございますが、まずワクチン接種当日においては、医療従事者等の職員は、業務に必要な行為として、勤務時間中に職務としてワクチン接種を受けております。一方、それ以外の職員の場合には、接種に要する時間や接種当日の副反応と思われる症状により勤務することができない時間は、職務に専念する義務を免除する取扱いとしております。

次に、接種の翌日以降においては、職員が副反応と思われる症状により勤務することができない場合や、職員の家族に同様の症状があり、職員による看護が必要な場合には、特別休暇を取得する取扱いとしております。これは、新型コロナウイルス感染症に関連した特別な取扱いとして、令和2年3月から行っている休暇制度を活用するもので、副反応に限らず、発熱等の風邪症状がある場合に特別休暇を取得できる制度となっております。なお、これらの休暇等は正規職員、会計年度任用職員ともに利用できるものとなっております。

35〇経済局長(加納弘敏君) ワクチン休暇に関する相談への対応についてですが、企業や従業員の方からワクチン接種するための休暇に関する相談があったときは、その内容を丁寧に聞き取った上で、まずは本市が実施する社会保険労務士の派遣や労働相談を紹介し、不安の解消を図っていきます。

また、相談内容によっては、専門家を配置する労働局の総合労働相談コーナーや静岡県の県民生活センターなど、相談者一人一人の実情を踏まえた適切な窓口を紹介していきます。

今後も企業や従業員の方からの相談に迅速、丁寧に対応することにより、ワクチン接種の促進に向けた職場環境が整備されるよう努めてまいります。

36〇保健所統括監(松田仁之君) 基礎疾患を有する方々への接種体制についてでございますが、基礎疾患を有する方々は、その疾病の状況を把握し、体調管理もできる主治医の下で接種することが望ましいと考えられることから、できるだけ個別接種医療機関で接種していただくよう、医師会とも連携しながら進めていきたいと考えております。